

本学における新型コロナウイルス感染拡大防止対応について

教職員 各位

学長 萱場 一則

「新型コロナウイルス感染症（新型肺炎）」を指定感染症にする方針が閣議決定されました。本学も保健医療福祉系大学として、できる限り万全の体制で臨みます。

よって、当面の間（2020年3月末まで）の対応を以下のとおり周知します。

1. 感染予防

教職員各位は以下を励行し、新型コロナウイルス感染症のみならず、インフルエンザ、感染性胃腸炎などについても感染予防に努めてください。

①手洗い、②マスク着用、③うがい（「うがい」の予防効果は十分に実証されてはいませんが、しないよりは良いと思われます）。

また万一感染に曝露されても発症しないように免疫力を高めましょう。具体的には①保温、②栄養、③睡眠がきわめて大切です。

2. 学生への対応について

公欠制度に基づき、別添の内容を全学生に周知します。今回は特別措置として有症状の場合は、結果として一般的な感冒等であっても受診日とその翌日「2日間」を公欠扱いとします。

それに伴い、当該学生には補講、追試など最大限の配慮をお願いします。また、臨地実習についても、補習の実施などで御対応ください。

3. 臨地実習担当教員の対応

臨地実習担当教員各位は、受け持ちの学生と確実に連絡が取れる体制を構築してください。

学生から新型コロナウイルス感染を疑われる有症状（37.5℃以上の発熱、ひどい咳、呼吸苦、下痢、腹痛など）による欠席連絡があった場合は、各学科・専攻等における臨地実習所定の手続きに加え、教務担当 048-973-4117にも必ず御連絡ください。

※学生から直接教務担当へ欠席連絡する旨も通知しており、重複する可能性があります。学生が失念する場合も想定されますので、お手数ですが教務担当への連絡もお願いします。

3-2. 臨地実習先について

臨地実習担当教員各位は、臨地実習先から新型コロナウイルス感染症の発生、または当該患者受診等の情報を受けた場合、または知り得た場合は、当該施設における実習の中止を決定し、各学生へ速やかに中止の連絡してください。

またその旨を、各学科・専攻等における臨地実習所定の手続きに加え、**教務担当 048-973-4117**にも必ず御連絡ください。

なお、残念ながら本学で新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合は、すみやかに実習先に連絡し、対応について協議してください。

4. 自分自身の感染が疑われる場合について

37.5℃以上の発熱、ひどい咳、呼吸苦、下痢、腹痛などの症状が出た場合は、必ず医療機関を受診し、新型コロナウイルスに感染していないことが確認できるまで大学および臨地実習先には立ち寄らないでください。

※学校感染症に該当する感染症（インフルエンザなど）に罹患していることが判明した場合は、従来とおり該当する感染症名に対応する出席停止期間に準じてお休みください。